

平川市自主防災組織活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び平川市地域防災計画に基づき、住民の生命、身体及び財産を地震、風水害等から保護するため地域住民による隣保協同の精神に基づく自発的な防災活動を行うための自主防災組織（以下「組織」という。）に対し、予算の範囲内において自主防災組織活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定め、組織の防災意識の向上を図り、もって地域社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とし、市が交付する補助金の交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(補助対象組織)

第2条 補助金交付の対象となる組織は、市内の町会等を単位として防災を目的として結成された団体であって、平川市自主防災組織結成届出書を提出し、市長が認めた組織とする。

(交付の対象等)

第3条 市長は、補助金の対象として前条の団体が実施する事業（以下「補助事業」という。）のうち、次の補助対象経費（以下「経費」という。）について、次条に定める補助金を交付する。

- (1) 防災資機材等の購入や修繕に要する経費
- (2) 防災訓練実施に要する経費
- (3) 研修会の開催に要する講師への謝礼金
- (4) その他市長が認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金は、組織構成世帯数（以下「世帯数」という。）に200円を乗じた金額とし、千円未満の端数を切り捨てとする。

- 2 補助金の上限は6万円、下限を1万5千円とする。
- 3 補助率は、経費の10/10とする。
- 4 世帯数は、申請前年度の4月1日現在の世帯数とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は（様式第1号）とする。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 年間活動計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

（補助金の交付条件）

第6条 補助金の交付決定を受ける場合、規則第5条2項により付す条件は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に規定する組織
- (2) 活動計画書を作成し、その計画に基づいた活動を行うこと。
- (3) 補助金の交付の対象となった補助事業に関する書類は、事業完了の属する年度の翌年度から5年間、保存しておかなければならない。

（交付の決定通知）

第7条 補助金の交付の決定は、規則第4条によるものとする。

（補助金の交付方法）

第8条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。

（変更等の申請）

第9条 規則第5条の承認を受けようとするときは、速やかに変更承認申請書（様式第4号）、中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

（変更等の承認）

第10条 市長は、前条の規定による承認申請の提出を受けたときは、変更等に係る内容を審査し、変更等が適正と認めるときは、変更・中止・廃止承認書を当該組織に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の実績報告書は、補助金実績報告書（様式第6号。以下「報告書」という。）とする。

- 2 報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日または4月15日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を添えて行うものとする。
- 3 報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 年間活動実績書（様式第7号）
 - (2) 収支精算書（様式第8号）

4 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条により補助金等の額を確定した場合は、組織に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の通知を受けた組織は、補助金の請求をしなければならない。

2 補助金の支払いは、補助金請求書(様式第9号)の提出により行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に係る必要な事項については、市長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。